

様式第 62（第135条関係）（平13経産令114・追加、平16経産令25・一部改正、平17経産令21・
旧様式第61の2線下）

第 1 頁

18センチメートル	8.4センチメートル
	写真添付面
	第 号 所属 氏名 生年月日 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条の 規定による。 立 入 検 査 証 年 月 日発行 有効期間 独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 ㊞

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律抜すい

第 83 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

9 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 1 項の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者に係るものに限る。）又は第 5 項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

12 第 9 項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13 第 1 項から第 7 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 100 条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十三 第83条第 1 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十四 第83条第 5 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者